

京都市訓令甲第 9 号

会 計 室

京都市会計管理者等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 21 年 10 月 30 日

京都市長 門 川 大 作

別表次長の項第 19 号中「100,000 円」を「500,000 円」に改める。

附 則

この訓令は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

(行財政局人事部人事課)